

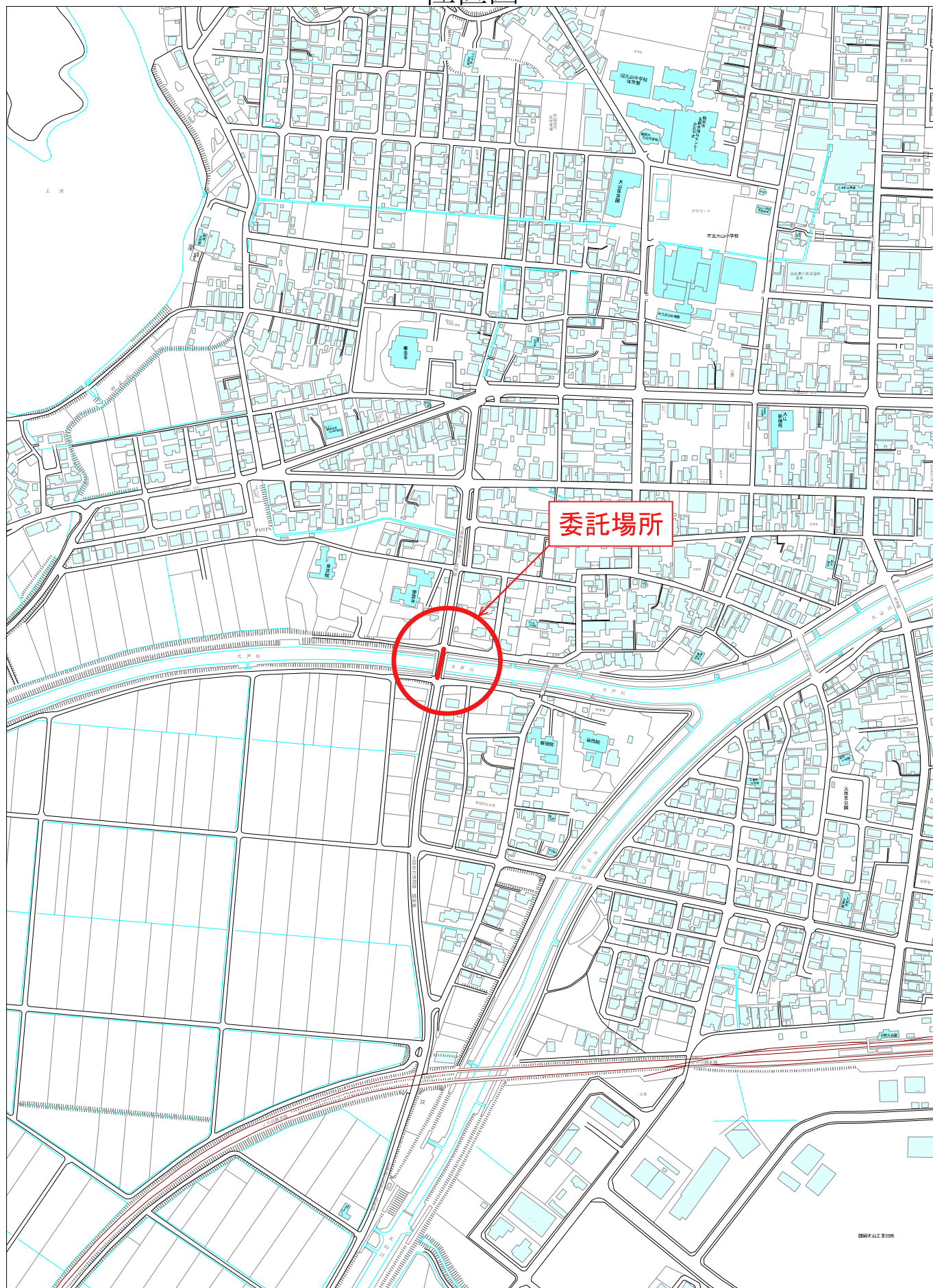
照査者	設計者

令和 8 年度大隅橋添架管防護工事設計業務

鶴岡市大山二丁目地内

庄内広域水道企業団

位置図



委託概要

1. 添架管詳細設計 N=1式
 - ・ 大隅橋添架管防護工事 L=30m

内訳書

種別		金額
1. 直接原価		
直接人件費		
①設計協議		
②現地調査		
③関係機関との協議資料作成		
④詳細設計（大隅橋）		
直接経費		
①印刷製本費		
②電子計算機使用料		
③旅費交通費		
2. 間接原価		
（業務原価）		
3. 一般管理費		
小計		
計		
消費税		
合計		

①設計協議

直接人件費明細表

作 業 項 目	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
第 1 回 打 合 せ						
中間打合せ (1回)						
最 終 打 合 せ						
計						
単 価						
金額						
小計						

②現地調査

直接人件費明細表

作 業 項 目	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
現 地 調 査						
計						
単 価						
金額						
小計						

補正		補正係数
(1) 作業補正		
補正係数計		

直接人件費再計 × =

③関係機関との協議資料作成

直接人件費明細表

作 業 項 目	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
協 議 資 料 作 成						
計						
単 価						
金 額						
小計						

④詳細設計（大隅橋）

直接人件費明細表

1橋当たり（対象基準延長 20m）

作 業 項 目	主任技術者	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
設 計 計 画							
設 計 計 算							
図 面 作 成							
数 量 計 算 書							
照 査							
報 告 書 作 成							
計							
単 価							
金額							
小計							

補正		補正係数
(1) 形式	添架形式	
(2) 橋長	L=30m	
(3) 基本設計	あり・なし	
(4) 類似構造物	1 スパン（基本構造物のみ）	
(5) 作業補正		
補正係数計		

直接人件費再計

×

$$=$$

直接經費明細

①印刷製本費

電子成果品作成費

直接人件費	
×	(千円)
×	
×	=

②電子計算機使用料

(直接人件費)

・ 上部工	×	=
・ 下部工 (橋台)		
・ 下部工 (橋脚)		
・ 下部工 (基礎)		
		=

③旅費交通費

旅費交通費

(直接人件費)

×	=
---	---

令和 8 年度大隅橋添架管防護工事設計業務

特記仕様書

庄内広域水道企業団

仕様書

1. 総則

1-1 適用範囲

本仕様書は、庄内広域水道企業団（以下「発注者」という。）の発注する「大隅橋添架管防護工事設計業務委託」（以下「業務」という。）について適用する。

1-2 共通仕様書の適用

本業務の履行にあたっては、山形県県土整備部制定「設計業務等共通仕様書」（令和８年４月改定）に基づき実施しなければならない。仕様書の記載内容の優先は「特記仕様書」、「共通特記仕様書」、「共通仕様書」の順とする。

1-3 業務目的

本業務は、老朽化している大隅橋添架管防護の改良を目的とした実施設計を行うものである。

1-4 業務概要

添架管防護工実施設計 L=30m

1-5 業務の留意点

業務の受注者は、業務遂行にあたって、発注者の意図及び目的を十分に理解し、業務遂行に遺漏のないように努めること。

1-6 法令等の遵守

業務の遂行にあたっては、本仕様書のほか、関係諸法規及び条例等を遵守しなければならない。

1-7 守秘義務

受注者は、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

1-8 提出書類

- (1) 業務工程表
- (2) 業務計画書
- (3) 管理技術者及び照査技術者
- (4) 業務経歴書およびテクリスの写し
- (5) 業務完了通知書
- (6) 納品書（成果品）

1-9 配置技術者

次の要件を満たす者を管理技術者、照査技術者として配置できること。なお、管理技術者、照査技術者の兼務は認めない。

- (1)受注者は、管理技術者及び照査技術者をもって秩序正しく業務を行わせるものではなくてはならない。
- (2)管理技術者及び照査技術者は、技術士「上水道部門」（上水道及び工業用水道）または、R C C M（上水道及び工業用水道）の資格を有すること。

1-10 工程管理

受注者は、工程に変更が生じた場合は、速やかに発注者に変更工程表を提出し協議しなければならない。

1-11 成果品の審査

- (1)受注者は、業務完了時に発注者の成果品審査を受けなければならない。
- (2)成果品の審査において、訂正を指示された箇所は、ただちに訂正しなければならない。
- (3)業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う業務のかしが発見された場合、受注者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。

1-12 引き渡し

成果品審査に合格後、本仕様書に指定された提出成果品一式を納品し、発注者の検査をもって業務の完了とする。

1-13 疑義の解釈

本仕様書の定める事項について疑義が生じた場合、または本仕様書に定めのない場合は、双方協議のうえこれを定める。

2-1 業務内容

対象施設に関する基本情報は、次のとおりである。

施設名	竣工年	管種	延長
大隅橋添架管	1980 年	塩化ビニルライニング鋼管	L=30m

(1) 設計協議

設計内容を十分理解し、適正な業務遂行を図るため打合せを行い、その打合せ簿をその都度発注者に提出して相互に確認するものとする。

(2) 詳細設計

設 計 計 画	添架管構造等の基本条件及び細部条件について、技術的に検討し、詳細設計を行う。
図 面 作 成	工事発注に向けた詳細設計図を作成する。
数 量 計 算	各工事毎に数量算出要領に基づき数量を算出する。
照 査	計算条件、施工方法等について照査する。
報告書作成	設計業務として図面作成、数量計算を報告書として取りまとめる。

2-2 準拠・準用図書

本業務は、水道法、水道法施行令、水道法施行規則、建築基準法、電気事業法、消防法等の法令・規格に準拠することは勿論であるが、その他次の図書に準拠・準用するものとする。

(1) 水道施設設計指針	日本水道協会
(2) 浄水技術ガイドライン	水道技術研究センター
(3) 水道維持管理指針	日本水道協会
(4) 水道施設耐震工法指針・解説	日本水道協会
(5) 水理公式集	土木学会
(6) コンクリート標準示方書	土木学会
(7) 道路橋示方書・同解説	日本道路協会
(8) 杭基礎設計便覧	日本道路協会
(9) 日本工業規格	工業技術院
(10) 水道施設機能診断の手引き	水道技術研究センター
(11) 水道施設更新指針	日本水道協会
(12) 水道施設の点検を含む維持・修繕の実施に関するガイドライン	国土交通省

3 提出成果品

提出成果品は以下のとおりとする。

(1) 詳細設計報告書	A4 判	2 部
(2) 設計図	A3 判	2 部
(3) その他関係図書		一式
(4) 電子データ	CD-R	2 部

4 履行期限

本業務の履行期限は、令和 9 年 1 月 14 日とする。